

REVONA 滋賀 FC クラブ規約

名称及び所在、代表者

第1条 本クラブは、REVONA 滋賀フットボールクラブ（以下「本クラブ」）と称し、代表者を北河 和正とし事務所を滋賀県甲賀市水口町水口 580-34 におきます。

運営

第2条 本クラブの運営は、本クラブが委託するレボナ滋賀運営会社が行います。スタッフの採用については、各カテゴリーの監督、チーム代表者による面接等により決定します。

目的

第3条 本クラブの目的は、サッカー技術の向上と心身の健康、長期にわたりサッカーと関わりのもてる環境づくりを目的とします。

入会資格

第4条 健康でサッカー技術の向上をめざし、本クラブの趣旨に賛同し、本規約を承認した者としてします。

- (1) 選手ならびにその保護者（選手が未成年の場合）と面接等のうえ、適当と認められた者としてします。
- (2) 本クラブに入会する者は、入会申込書を提出しなければなりません。

会費

第5条 会員は本クラブの定める会費・入会金を所定の方法で支払わなければなりません。なお、いかなる場合もこれを返還致しません。

- (1) 退会の際は、退会当月分まで納めて頂きます。

除名・処分

第6条 本クラブは、次の各号の一つに該当すると認められた場合は、本クラブの代表者の権限で謹慎処分、または除名することができます。

- (1) 本クラブの定める 諸費用を 3 か月以上滞納した場合。
- (2) 本クラブの使用する施設や備品を故意に破損したとき。
- (3) 本規約、その他本クラブの定める規則に違反したとき。
- (4) 本クラブの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- (5) 日本サッカー協会の定める規則に著しく違反したとき。
- (6) その他本クラブの関係者として品位を損なうと認められる非行のあったとき。
- (7) 本クラブまたは本クラブに対し誹謗、中傷を行いブログや掲示板に無用の書き込みをしたとき。
- (8) 暴力、それに類する言動、冷静さを欠く発言や行動を行ったとき。

退会

第 7 条 会員が退会をする際は、退会届を提出し当月分までの諸費用をすべて支払うこととします。

会員の事故

第 8 条 本クラブは、会員が本クラブの活動中、ならびに送迎や移動中に生じた盗難、怪我、病気などの事故については一切責任を負いません。

(1) スポーツ安全保険等、類似する保険制度に必ず加入して頂きます。

変更事項

第 9 条 会員は、入会申込書の内容に変更があった際には、速やかにお届けください。

諸費用の改正

第 10 条 本クラブは、会員規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢の変動や本クラブの経営状態に応じて改定することができます。

細則

第 11 条 本規約に定めていない事項及び事業遂行上必要な細則や活動方針は、別途、本クラブが定めるものとします。

改正

第 12 条 本規約の改正及び変更は、本クラブの定めるところによるものとし、会員には事前に書面にて周知することとします。

資産

第 13 条 寄付・会費等で購入した備品・資産についてはレボナ滋賀運営会社の所有とします。

附則

第 14 条 本規約は、2009 年 6 月 1 日より施行いたします。

2011 年 3 月 1 日より第 1 条

事務所の所在地を滋賀県甲賀市水口町水口 580-34 から滋賀県湖南市柑子袋 360 に変更し、同時に代表者を北河和正から山元遊気に変更します。

2013 年 2 月 1 日より第 1 条

事務所の所在地を滋賀県湖南市柑子袋 360 から滋賀県湖南市石部南 1-1-53 に変更とする。代表者は山元遊気からの変更はなし。